本商品は新規のお取扱いを終了しております

懸賞金付定期預金『ドリーム宝箱7』

平成29年11月15日現在

項　　目	取　扱　内　容
1、愛称	**懸賞金付定期預金『ドリーム宝箱 7』**
2、預入金額	1口　10万円以上～1，000万円未満
3、抽選権	10万円ごとに1本の抽選権を付与いたします。
4、預入対象者	個人の方に限定
5、預金の種類	スーパー定期預金1年ものの証書式といたします。 自動継続定期預金といたします。
6、適用利率	スーパー定期1年ものの預入金額段階別の店頭表示利率といたします。
7、販売目標額	100億円（1ユニット10億円×10ユニット）
8、税　金	※平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% （国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（但し、マル優利用の場合は除きます。）
9、懸賞金の内訳	※懸賞抽選権 1ユニット（1万本）あたりの懸賞金当選本数は次のとおりといたします。 1等賞（各組共通 全桁）　100,000円　2本 2等賞（各組共通 下3桁）　10,000円　10本 とみたん賞（各組共通 下2桁）　2,000円　100本 合計　112本 ※1等賞は懸賞金の重複受取りはできません。 ※懸賞金には、20.315%の課税をし源泉徴収いたします。
10、取扱期間	平成29年11月15日（水）～平成30年1月31日（水） 但し、販売目標額100億円に達した場合は、期限前であっても販売を終了させていただきます。
11、抽選日	平成30年11月2日（金）
12、抽選場所	富山信用金庫　本店3階ホール
13、抽選発表	抽選日の翌営業日以降に店頭および当庫ホームページにて当選番号を発表掲載いたします。
14、懸賞金のお渡し方法	当選した場合には、定期預金の満期日以降に、この預金および利息とともに、あらかじめご指定の方法によりお渡しいたします。
15、期限前解約	この預金は期限前の解約はできません。やむを得ず満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた期限前解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに次の通り支払いいたします。 ・お預入6ヶ月未満の場合は解約日の普通預金利率となります。 ・お預入6ヶ月以上1年未満の場合は約定利率×50%となります。 また、やむを得ず期限前の解約をする時の懸賞金の取扱いは次の通りとなります。 ①抽選日以前に解約した場合には、懸賞金の抽選権は失効します。 ②抽選日の翌営業日以降に解約した場合には、懸賞金は満期日以降にお渡しいたします。
16、苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」（9時～17時、電話：0120－964－522）にお申し出ください。 紛争解決措置　富山県弁護士会紛争解決センター（電話：076-421-4811）金沢弁護士会紛争解決センター（電話：076-221-0242）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記「ご意見・ご要望受付窓口」（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 尚、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地区の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
17、その他参考となる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1，000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。） ・本商品は当庫営業地区にお住まいの方または事業所勤務の方のお取扱いに限らせていただきます。

富山信用金庫